宇土市水道料金徴収等包括的業務委託

公募型プロポーザル実施要領

宇土市上下水道課

令和６年７月

１　事業の概要

　目的

この要領は、宇土市水道料金徴収等包括的業務委託(以下「本業務」という。)における使用者へのきめ細かなサービスを提供するとともに、より一層の作業効率、収納率の向上を図るため、豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力及び信頼性を有する民間業者の中から、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

(1)　委託業務名：宇土市水道料金徴収等包括的業務委託

(2)　業務区域 ：宇土市水道事業の給水区域及び委託者が指定する区域

(3)　業務概要　：宇土市水道料金徴収等包括的業務委託仕様書（以下「仕様書」とい

う。）のとおりとする。

(4)　履行期間：令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

(契約の日から令和７年３月３１日までは、市からの引継ぎ及び準備期間)

３　提案価格の上限額及び最低制限価格

(1)　提案価格の上限額 ２０１，３００，０００円(消費税及び地方消費税を含む。)

・提案見積価格は、上記の提案価格の上限額以下とし、上限額を超えた提案は失格

とする。

４　選定方式

(1)　公募型プロポーザル方式

(2)　宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱による。

(3)　公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、水道事業に関する豊富な経験、実績、優れた業務遂行能力等を有して

おり、契約期間での確実かつ円滑な業務遂行能力など総合的な能力が求められる。

よって、本業務の委託事業者を選定する際には、入札方式のように単に金額による

選定ではなく、本業務に対する的確な提案等が可能で実行力を有する事業者を公募

し、評価することにより、本業務に最も適した業者選定を可能とする公募型プロポー

ザル方式を採用するものである。

５　スケジュール

　(1)　全体スケジュール（案）

　　　 令和６年９月業務委託契約後　　市からの引継ぎ及び準備期間

　　　 令和７年４月～　　　　　　　　本業務運用開始

(2)　契約者決定までの事務手順

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 日付 |
| １ | 公募開始及び参加申込受付開始(ＨＰ上で公表) | 令和６年８月１日（木) |
| ２ | 質疑受付期間 | 令和６年８月１日（木）～８月２０日（火）午後５時まで |
| ３ | 質疑回答期限 | 令和６年８月２３日（金） |
| ４ | 参加申込締切 | 令和６年８月２６日（月）午後５時まで |
| ５ | 参加資格確認通知 | 令和６年８月３０日（金） |
| ６ | 企画提案書等の提出締切 | 令和６年９月５日（木）午後５時まで |
| ７ | 参加辞退届の提出期限 | 令和６年９月５日（木） |
| ８ | 本審査（プレゼンテーション） | 令和６年９月１８日（水）※予定・変更の可能性あり |
| ９ | 審査結果の通知・公表 | 令和６年９月２４日（火） |
| １０ | 委託契約締結 | 審査結果の通知・公表後、直ちに行う。 |

**※都合によりスケジュールが変更となる場合があります。変更となる場合は連絡いたします。**

６　参加資格等

(1)　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「提案者」という。）は、本業務の目

的を理解し、本業務に実績と能力がある企業で、参加資格審査申請日から本契約締結日

までの間において、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

ア　参加申出書等の提出の際において、宇土市における当該業務に係る競争入札参加

資格を有し、宇土市工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１６

年宇土市訓令第６号）に基づく指名停止の措置を受けていない者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該

当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の

申立てがなされている者でないこと。

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続の開始

の申立てがなされている者でないこと。

オ　宇土市暴力団排除条例（平成２３年条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力

団又は同条第３号に規定する暴力団員等、同条第４号に規定する暴力団密接関係

者ではないこと。

カ　法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。

キ　情報セキュリティマネジメントシステム(ＩＳＭＳ)適合評価制度の認証、又はプ

ライバシーマークの認定を受けていること。

ク　給水人口３万人以上の自治体において、検針業務、滞納整理業務、収納業務、

窓口受付業務、開閉栓業務などの業務を包括した業務委託契約として、過去５

年間に２年以上連続で２か所以上の水道事業体から業務を受託した実績を有し

ていること。(例：５年間の履行期間を有する業務委託の履行期間中で、これま

で満２年間が経過している場合は実績の対象とする。)

７　提案書作成にあたっての留意事項

(1)　事前説明会は行わない。また、提案者は企画提案書の提出をもって、実施要領、

仕様書、評価基準等の記載内容を熟読し、精査したうえで提案を行ったものとみ

なし、市の提示した条件等を承諾したものとみなす。

(2)　本提案に係る費用は提案者の負担とする。辞退する場合は、辞退届（様式第８

号）を提出する。

(3)　提案に関して使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

(4)　提出された書類について変更はできないものとする。ただし、市が指示した場合

はこの限りではない。また、提出された書類は、採用、不採用にかかわらず返還

しない。

(5)　質問は指定日までに電子メールで受け付け、回答を本市ＨＰにて公開する。

(6)　本審査は、提案書及びプレゼンテーションを通じて行う。提出書類は、当該審査

以外の目的で提案者に無断で使用しない。

（7） 資格審査及び本審査の結果は、個別に通知する。

８　提出書類及び提出方法

　(1)　参加申出書等の提出

ア　提出期限　令和６年８月２６日（月） 午後５時まで

イ　提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類  | 内 容  | 様 式  |
| １ | 公募型プロポーザル参加申出書 |  | 様式第１号 |
| ２ | 法人概要書 |  | 様式第２号 |
| ３ | 業務実績確認書 |  | 様式第３号 |
| ４ | 財務関係書類 | 貸借対照表、損益計算書（直近２年分） | 任意 |
| ５ | 税金の滞納がないことの証明書 | ○国税（法人税・消費税及び地方消費税）税務署発行の「納税証明書その３の３」○市税・県税等（法人住民税、固定資産税等）発行日から３か月以内のもの | 写しで可 |
| ６  | 商業登記事項証明書  | 発行日から３か月以内のもの  | 写しで可  |

※令和５・６・７年度宇土市入札参加者資格審査申請書を提出し、既に受理されてい

る者は４～６については提出不要

ウ　提出方法　郵送又は持参　※令和６年８月２６日（月）必着

※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。

エ　提出先　宇土市上下水道課上下水道係

　　〒８６９－０４９２　熊本県宇土市浦田町５１番地

(2)　提案者の決定及び通知

参加資格確認結果通知書（様式第４号）により、令和６年８月３０日（金）まで

に全員に通知する。資格が認められた者は指定期日までに企画提案書を提出する

こと。

(3)　質問書の提出

ア　提出期限　令和６年８月２０日（火） 午後５時まで

イ　提出書類　質問書（様式第５号）

ウ　提出方法　質問書は、電子メールにて送付すること。

エ　提 出 先　宇土市上下水道課上下水道係　メール：suidou01@city.uto.lg.jp

オ　回 　答　令和６年８月２３日（金）までに本市ＨＰにて公開する。

(4)　参加辞退

ア　提出期限　令和６年９月５日（木） 午後５時まで

イ　提出書類　辞退届（様式第８号）

ウ　提出方法　郵送又は持参　※令和６年９月５日（木）必着

エ　提出先　宇土市上下水道課上下水道係

(5)　企画提案書等の提出

企画提案書等は、下記の項目に留意し提出すること。

①　提出期限　令和６年９月５日（木） 午後５時必着

②　提出書類

・公募型プロポーザル企画提案書（様式第６号）、提案見積書（様式第７

号）、参考資料（パンフレット等）

・企画提案書の提出は、Ａ４判紙製ファイルに綴じること。また、ファイ

ルの表紙には「業務名：宇土市水道料金徴収等包括的業務委託」及び

「業者名」を記入すること（業者名は正本のみ記入すること）。

③　提出部数

・企画提案書の提出部数は、正本１部、副本７部（カラーコピー可）。「企画

提案書（表紙）」第６号様式の代表者印(本市の競争入札参加資格者登録に

使用した印)の押印は正本のみとする。なお、副本には企業名等が分かるよ

うな記述は一切しないこと。

④　企画提案作成要領

・企画提案書は様式第６号を表紙とすること。

・企画提案書の内容は、仕様書、審査基準等に準拠して作成すること。

・書類及び図面サイズはＡ４とし、サイズがＡ４より大きくなる場合は、

Ａ４に折り込むこと。企画提案書のページ数は４０ページ以内とする。

（上記①を除く。）

・専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とするこ

と。

・各書類にはページ番号を付すること。

⑤　提出方法　郵送又は持参　※令和６年９月５日（木）必着

※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

⑥　提 出 先　宇土市上下水道課上下水道係

 (6)　プレゼンテーション

評価委員に対する提案説明及び同評価委員から質疑応答のためのプレゼンテーシ

ョンを行う。

なお、プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。

ア　実施日時　令和６年９月１８日（水）※都合により変更する場合あり。

イ　会 　場　宇土市役所 庁舎１階　会議室１

ウ　提案方法　次の時間配分により参加者ごとに提案資料の内容について説明を行

う。 準備５分、説明３０分、質疑応答１０分 片付け５分

エ　そ の 他

・提案説明に必要なスクリーン、プロジェクターは本市で用意する。

・その他機材を使用する場合は、提案者が用意するものとする。

・企画提案書等の返却は行わない。

９　失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1)　企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2)　プレゼンテーションを無断で欠席したもの。

(3)　虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

１０　審査方法及び結果通知

(1)　審査方法審査の方法及び審査基準等は次のとおりとする。

ア　宇土市水道料金徴収等包括的業務受託業者選考にあたっては、宇土市水道料金徴

収等包括的業務委託業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、「公募型プ

ロポーザル業者選定基準」に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案価

格と併せ最優秀提案者を選定する。

イ　評価委員は、提案者の提案内容（企画提案書、提出書類の内容及びプレゼンテーション）について審査を行うこととし、審査基準等（別表１）に基づき評価項目及び評価基準により審査する。なお、審査基準等の「１　会社概要に関すること」については提出書類をもとに事務局で行う。

ウ　評価点は満点を３００点とし、評価項目の点数の合計点を評価委員ごとに算出す

る。

エ　ウで算出した結果の評価委員の平均点を提案者の評価点として順位付けを行う。

オ　エの評価点の１８０点（６割）を評価最低点数とし、これを満たさない場合は、選定しないものとする。

カ　提案者が１者のみの場合でも、オに示す最低評価点数以上であれば受託候補者として選定する。

キ　最終的な評価結果が同点となる業者が複数あった場合は、価格の低い者を選定する。また、価格が同額であった場合には、くじにて選定する。くじについての辞退はできないものとする。

ク　審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。

(2)　審査結果

ア　審査の結果は、決定後に結果通知書（様式第９号）により通知する。

イ　審査結果に対する異議申し立ては認めない。

１１　その他

(1)　提出された書類は、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(2)　企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(3)　提出された書類は、宇土市情報公開条例（平成１５年条例第１号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

(4)　本市は、最優秀となった者と予定価格の制限の範囲内で業務委託の契約交渉を行

い、交渉が成立した場合に地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づ

き随意契約を締結することを原則とする。ただし、最優秀者との契約が締結でき

ない場合は、次点者との交渉を行うものとする。

(5)　提案価格書等を提出する際は封筒に入れ、次の例のとおり封絨封印し提出するこ

と。

提案見積書等用封筒(表) 　　　　　　提案見積書等用封筒(裏)



提案価格書等在中

宇土市長　様
件名

宇土市水道料金徴収等

包括的業務委託
　商号 αααα
　一代表者名ーロロロロ

※縦書き、横書きどちらでも可とする。

※印は、使用印鑑届印と同じものを使用し、封筒の継ぎ目３力所へ押印するこ

と。

【別表１】

【事務局】

〒869-0492　宇土市浦田町51

宇土市上下水道課上下水道係

電　話：0964-22-6633

ＦＡＸ：0964-22-6650

メール：suidou01@city.uto.lg.jp

審査基準等

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| １　会社概要に関すること | 企業の経営方針、財務状況 | ２０ |
| 業務受託実績 |
| ２　業務体制に関すること | 人員の配置 | ２０ |
| トラブル対応体制 |
| ３　業務委託に関すること | 窓口・受付業務に関する企画及び業務提案 | ２０ |
| 検針業務に関する企画及び業務提案 | ２０ |
| 開閉栓業務に関する企画及び業務提案 | １５ |
| 調定・収納業務に関する企画及び業務提案 | １５ |
| 滞納整理業務に関する企画及び業務提案 | ２０ |
| ４　個人情報に関すること | 個人情報保護に関する企画及び業務提案 | １０ |
| ５　危機管理に関すること | 災害・緊急時対策等に関する企画及び業務提案 | １０ |
| ６　地域貢献に関すること | 地元雇用、地域貢献に関する企画及び業務提案 | １０ |
| ７　その他 | 水道事業に関する事業者独自の企画及び業務提案 | １０ |
| ８　プレゼンテーション | プレゼンを通じての本業務への熱意・意欲 | １０ |
| ９　提案価格　　※配点（１２０点）×（最低提案見積金額／提案見積金額） | １２０ |
| 合計 | ３００ |